

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置の延長と一部地域の警戒レベルの変更)

2021年3月1日
在ギリシャ日本国大使館

2月27日、ギリシャ政府は、国内制限措置を延長するとともに、一部の地域の警戒レベルを変更しましたので、お知らせします。

本件措置の有効期間は、3月1日から3月8日午前6時までとなっております。
なお、制限措置の内容につきましては、これまでの内容から大きな変更はありません。

■各警戒レベルとその対象地域(3月1日時点)

(1)レベルA(警戒レベル)

下記(2)～(3)以外の全地域

(2)レベルB(危険レベル)

レシムノ郡、ハルキディキ郡、テサロニキ郡、イリア郡(アンドリチェナ-クレステナ市、古代オリンピック市を除く)、ケファリニア郡、タソス郡、イラクリオン郡、コリンシア郡、セスプロティア郡、サモス郡、レフカダ郡(メガニシ市除く)、ビオティア郡テーベ市とタナグラ市、ラリサ郡アヤス市、ピエリア郡ピドノス-コリンドロス市、アルゴリダ郡アルゴス-ミキーネス市とナフプリオン市、イオアニナ郡ジツツァ市、アルタ郡アルタ市、シロス郡シロス-エルムポリス市、フシオティダ郡ロクラ市、エテロアカルナニア郡アンフィロヒア市、エブロス郡ディディモティホ市

(3)レベルC(高危険レベル)(最も厳しい措置)

アッティカ県、アハイア郡、エビア郡(スキロス市除く)、アルカディア郡、カリムノス市、テサロニキ郡コルデリオ-エボズモス市

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL :210-670-9910, 9911

FAX :210-670-9981

H P :<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail :consular@at.mofa.go.jp